

地方創生推進交付金の活用及び今後の検証について

1 市における地方創生推進交付金の対象事業について

(1) 事業の概要について

ア 事業の名称

情報集約・発信支援事業（しろいまっち）

イ 市総合戦略の位置づけ

基本目標② 人を魅了するまちづくり～魅せる しろいの魅力をカタチにして

ウ 事業の概要

官民連携による情報発信プラットフォーム「しろいまっち」により、行政だけでなく、市内の店舗や企業、市民団体の情報、イベント情報や観光情報を集約・発信する。

「しろいまっち」は株式会社フューチャーリンクネットワークに開設、管理及び運営を委託することとし、令和3年度から5年度の間は市が管理運営費を負担するが、令和6年度以降は事業者が収益等の自主財源により行うこととしている。

(2) 地域再生計画の概要について

ア 地域再生計画の名称

しろいの魅力に触れる・つながる～人を魅了するまちづくり計画

イ 地域再生計画の期間

令和3年8月20日（認定日）から令和6年3月31日まで

ウ 重要業績指標（K P I）

K P I	事業開始前 (現時点)	2021年度 増加分 1年目	2022年度 増加分 2年目	2023年度 増加分 3年目	K P I 増加分 の累計
プラットフォームを活用して行われたイベント数(回)	0	0	15	15	30
官民連携プラットフォームにおける事業者・団体数(社・団体)	0	50	20	20	90
官民連携プラットフォームアクセス数(万回)	0	6	25	25	56
白井市の社会増減数(人)	-35	0	7	7	14

(3) 地方創生推進交付金について

ア 地方創生推進交付金（横展開タイプ）について

地方自治体の総合戦略に位置づけられた、地方公共団体の自主的・主体的な取組のうち、「自立性」「官民協働」「地域間連携」「政策間連携」などの観点から先導的なものを支援するもので、事業費の2分の1を国が補助するもの。

イ 各年度の事業費と交付金額について

	事業費	うち地方創生推進交付金
令和3年度	9,009,000円	4,504,500円
令和4年度（見込）	5,445,000円	2,722,000円
令和5年度（予算額）	5,109,500円	2,554,000円
合計（見込）	19,563,500円	9,780,000円

2 今後の検証について

令和5年度第1回の本審議会において、令和4年度末における事業実績やK P Iの達成状況に基づき、本事業の効果検証を実施することを予定している。

地域再生計画

1 地域再生計画の名称

しろいの魅力に触れる・つながる～人を魅了するまちづくり計画

2 地域再生計画の作成主体の名称

千葉県白井市

3 地域再生計画の区域

千葉県白井市の全域

4 地域再生計画の目標

4-1 地方創生の実現における構造的な課題

●市域人口の維持

令和2年度住民基本台帳人口移動報告及び平成31年度に行った市の転出入者アンケートの結果によると、30代の子育て世帯や50代の子育てが終わった世代は転入者が超過している一方で、10代後半から20代の若い世代の転出者数は全転出者の約5割を占めている。主な理由として、10代後半は進学や転校等の学校の都合によるもの(44.4%)が、20代は就職(30.4%)があげられる。市内には「白井工業団地」などの大きな就職口は存在しているが、情報の発信が十分でないため工業団地の情報を知らない市民が多く、就職先となりにくい。また、市内には大学等が存在しないため進学等が要因の転出は免れることができない。そのため、UIJターンの促進等による移住者の増加を図り、市域人口が減少しないようにする必要がある。

さらに、転入者に目を向けると、平成31年度転出入者アンケートでは、白井市を転入先にした理由として、住宅価格や家賃を理由に転入した人が30%を超えており、他の理由と比べて10ポイント以上高いが、令和2年度住民意識調査においては、定住志向のある市民が住みたい理由として、自然環境の良さ(54.2%)や日常生活の利便性(37.3%)などをあげており、市民が考える市の魅力が市外に十分発信できておらず、転入に結びついていない。そのため、

住宅価格や家賃以外の市外の人が知らない市の魅力を精力的に発信して、市外の人々の移住を促進し、市域人口の維持を図る必要がある。

●地域コミュニティの形成

今まで地域コミュニティを支えてきていた自治会について、平成 28 年度時点では約 66%あった加入率が令和 2 年度時点では 62%まで下がっている。また、住民意識調査によると、自治会に加入していない理由として、地域に自治会が存在しない（約 31%）や自治会に加入するメリットがないもしくは負担が大きいと考える（約 47%）というものがあげられる。令和 2 年度住民意識調査によると 5 年前に比べて白井市を好き、と答えた人が 2 ポイント減少してきている背景があり、毎年インターネットを介して実施している市民アンケートにおいても、「地域の課題解決のために地域住民で取り組んでいると思う市民の割合」や「地域にライフステージや興味に応じた活動の場が充実していると思う市民の割合」が平成 30 年度はそれぞれ 47.1%及び 41.5%から平成 31 年度はそれぞれ 42.7%及び 32.0%に低下している結果が出ており、市への愛着やシビックプライドを持つ人が減少していることが類推できる。これらのことから、市の活動もしくは地域の活動へ参画する市民が減っていることが懸念され、その結果、本来地域で支えあうことで作れる、子育てがしやすい環境が整わなかったり、地域活動や市の活動で周囲と関係性を作ることができていた老人が孤立したりしてしまっている。

上記の構造的な課題により、少子高齢化と相まって、市の活力が今後も衰退することが懸念されている。

4-2 地方創生として目指す将来像

【概要】

本市は、千葉県北西部に位置し、都心や成田空港から 30 km圏内にありながら、里山などの自然に満ちた住宅都市である。昭和 54 年以降千葉ニュータウン事業により人口が急増していたが、同年代が一斉に入居したため急激に高齢化が進展し、これに伴う自然減等の影響により、人口が減少に転じた。

そこで、市の総合戦略では、今後の人口減少と高齢化の進展に伴う市の活気の喪失や人間関係の希薄化を見据えて、基本目標に「人を魅了するまちづくり」

を掲げ、地域資源を活かした魅力を市内外に発信及び市民同士や市民と来訪者の交流を深めにぎわう拠点づくりの形成を行うことで、市内外にかかわらず、人を魅了する環境づくりに取り組むこととしている。

さらには、市に愛着を持ってもらうことで、市外への転出者の抑制とUIJターンの促進等による移住者や関係人口の増加を図り、将来にわたり活気に満ちた持続可能なまちを目指す。

【数値目標】

K P I	事業開始前 (現時点)	2021年度増加分 1年目	2022年度増加分 2年目
プラットフォームを活用して行われたイベント数(回)	0	0	15
官民連携プラットフォームにおける事業者・団体数(社・団体)	0	50	20
官民連携プラットフォームアクセス数(万回)	0	6	25
白井市の社会増減数(人)	-35	0	7

2023年度増加分 3年目	K P I 増加分 の累計
15	30
20	90
25	56
7	14

5 地域再生を図るために行う事業

5-1 全体の概要

5-2の③及び5-3のとおり。

5-2 第5章の特別の措置を適用して行う事業

○ 地方創生推進交付金（内閣府）：【A3007】

① 事業主体

2に同じ。

② 事業の名称

官民連携プラットフォームを用いたしろいの情報集約・発信支援事業

③ 事業の内容

現状では、市内外の人が市の魅力を調べるためには、例えば市の補助制度を調べるには市HP、農産物の販売場所を調べるにはそれぞれの農家が作成しているホームページを見るか現地に直接行く、白井工業団地内の情報を調べるには企業ごとのホームページを見るなど、調べる人にとっては手間がかかり、さらに一か所に集約されていないことで関連した情報等も非常に調べにくい。R2 住民意識調査では、市民参加・協働のまちづくりを行う上で重要な取組として、まちづくりに関する情報の発信が46.4%で一番高い項目となっており、いかに市や市民団体、事業者等が実施している取組を周知し、また、各々をつないでいくかが今後の課題となっている。そこで、官民連携プラットフォームを構築し、市の魅力にワンストップでアクセスできる窓口とすることで、集約した白井の様々な魅力（文化資源、市内で行われるイベント、市内事業者、市内団体等）をだれでも簡単に活用することができ、市のホームページとは異なる、双方向のやり取りが可能な交流の場を提供することで、次の効果を期待できる。

【市域人口の維持】

●交流人口・関係人口の拡大

官民連携プラットフォームで集約した白井の様々な魅力を市内外に発信することで、市内外の人が一か所で様々な白井の情報を入手できるとともに、プラットフォームを活用したイベント等（例えば市内のお店や直売所を巡るスタンプラリー）の企画・運営を行うことで市外の人々の白井市への来訪意欲を高め交流人口を増やす。また、様々なイベントへの参加を通して白井に来訪する機会や人々の交流の機会を増やしたり、白井の農産物を定期的に購入してもらったりすることで白井に愛着を抱いてもらい、関係

人口に発展させるほか、市民のシビックプライドの醸成を図る。

●雇用創出・支援

市民や市外の人が、プラットフォームを通じて事業所や企業の雇用情報を入手することができるほか、様々な人々や団体の交流が生まれることで新たな事業の創出も期待できる。また、企業や事業所はプラットフォームに雇用情報を掲載することで、マッチングがしやすくなり、雇用創出・支援につながる。

【地域コミュニティの形成】

●地域活動への参画

市民団体がプラットフォームを通じて団体活動を発信し、「市民活動を行いたいけどどんな市民団体があるかわからない」人や、「どういう活動があるかわからない」人が情報にアクセスできるようになり、より市民団体と地域活動に参画したい人のマッチングが行われやすくなることで、地域コミュニティが拡大し、市の活力の維持に寄与する。また、例えば独り身の高齢者の方等が地域活動に参画することで自治会の枠にとらわれない別の形（市民団体内での対応等）で高齢化等の社会問題に対応していくことができるようになる。

●まちなぎわいの創出や経済の活性化

プラットフォーム上で集約したさまざまな地域資源を活用したイベント等を民間のノウハウを用いて行うことで、市単独では行えなかった画期的な手法を用いて地域のにぎわいの創出や経済の活性化を行うことが期待できる。

④ 事業が先導的であると認められる理由

【自立性】

ポータルサイトの維持管理・運営費用について、ポータルサイトを起点としたイベント開催における協賛金や参加費、ポータルサイト上での広告料収入を得て、4年目を目途に自立して運営等を行うことができる見込みである。

【官民協働】

1年目から3年目は、事業者は市から委託を受けて、ポータルサイト

の開設、管理及び運営を行い、市は金銭面の援助を行うとともにポータルサイトの周知等を行う。4年目以降は、市の金銭面の援助なしで事業者が自主財源を以てポータルサイトの管理及び運営を行っていく。

【地域間連携】

千葉県と連携及び近隣市町の魅力も集約し、発信することで、白井市のみならず近隣市町また千葉県への移住・定住および関係人口の拡大を図るとともに、近隣市全体で移住者の増加や地域活性化を図る。

【政策間連携】

本事業は、官民連携プラットフォームを活用し、本市の魅力を集約・発信することで、本市の認知度の向上、関係人口の拡大などが見込めるとともに、それによる就労の促進やまちの活性化、定住・移住の促進が図られる。また、白井市の魅力や情報を知りたい人のワンストップ窓口としての活用が期待されるため、市への愛着やシビックプライドが醸成され、結果として人を魅了するまちづくりを総合的に推進するものとなる。

【デジタル社会の形成への寄与】

市内情報の集約及び発信環境の充実を行い、市内の活性化及び市外から市内への来訪を促進するために、情報集積プラットフォームの設計及び構築を行い、さらには立ち上がったインターネットサイトの企画・運営を行う事業。

市内の活性化及び市外からの市内来訪者を促進するために、今まで紙媒体（広報紙や地域新聞等）が主流で発信範囲、速度及び頻度が貧弱であった市内情報を集約して新たなプラットフォーム上に掲載し、SNS等とあわせて市内外問わず情報を発信できる取組である。また、インターネット上に分散している市内情報（各企業や団体のホームページ等）に1つの箇所からアクセスすることができ、新たにプラットフォーム上でのやりとりが可能となり、行政情報だけにとどまらない市内情報へのアクセスが楽になる取組である。

事業者等に対しても、デジタルによる情報発信への意識改革が図れ、企業変革力の向上につながる。

- ⑤ 事業の実施状況に関する客観的な指標（重要業績評価指標（K P I））
4－2の【数値目標】に同じ。

- ⑥ 評価の方法、時期及び体制

【検証方法】

毎年度5月に、3月末時点の事業実績、K P Iの達成状況を企画財政部企画政策課がとりまとめる。

【外部組織の参画者】

産官学金労の有識者及び市民等で構成される白井市まち・ひと・しごと創生審議会や議会の関与を得ながら検証結果報告をまとめる。

【検証結果の公表の方法】

毎年度、ホームページで公表する。

- ⑦ 交付対象事業に要する経費

- ・ 法第5条第4項第1号イに関する事業【A3007】

総事業費 19,619千円

- ⑧ 事業実施期間

地域再生計画の認定の日から令和6年3月31日まで

- ⑨ その他必要な事項

特になし。

5－3 その他の事業

5－3－1 地域再生基本方針に基づく支援措置

該当なし。

5－3－2 支援措置によらない独自の取組

(1) にぎわいづくり支援事業

ア 事業概要

市民等によるイベント等の主に広報・周知を支援し、市民主体のイベントが積極的に行われる環境を作り出すことで、市民等の力を活かしたにぎわい・交流づくりを創出し、地域活性化を図る。

イ 事業実施主体

千葉県白井市

ウ 事業実施期間

地域再生計画の認定の日から令和6年3月31日まで

6 計画期間

地域再生計画の認定の日から令和6年3月31日まで

7 目標の達成状況に係る評価に関する事項

7-1 目標の達成状況に係る評価の手法

5-2の⑥の【検証方法】及び【外部組織の参画者】に同じ。

7-2 目標の達成状況に係る評価の時期及び評価を行う内容

4-2に掲げる目標について、7-1に掲げる評価の手法により行う。

7-3 目標の達成状況に係る評価の公表の手法

5-2の⑥の【検証結果の公表の方法】に同じ。